

# お知らせ

## ◆反社会的勢力の排除に関する規定の導入について◆

当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)等を踏まえ、平成22年5月24日より、普通預金取引をはじめとする各種預金規定やその他の取引の規定等に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項(暴力団排除条項)を導入することといたしました。

本条項は、預金者や契約のご本人等が暴力団等の反社会的勢力である事が判明するなどした場合には、当組合の判断により契約を解除させていただく事を定めた条項です。

既にお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。

また、普通預金、総合口座、無利息型普通預金、当座勘定、定期積金、定期預金、貸金庫の新規取引を申し込みの際は、お客様が反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いいたします。

本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

平成23年2月1日



君津信用組合